

福島市農山漁村再生可能エネルギー基本計画(案)に対する意見・回答  
(令和元年度第3回協議会資料)

○基本計画(案)に対する意見(項目別)

No.	項目	内容	回答
1	2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	農地転用については、事業計画内容に照らして必要最小限であるべきと考える。 わさび田の湧水に影響がないよう事業敷地におけるパネル設置地域を大幅に変更したとの説明であるが、パネルを設置しないこととした場所が農地である場合に引き続き事業区域として必要であることを説明願いたい。 ※必要最小限となっているかを確認したい。	【カナディアンソーラー】 事業用地というのはパネルやその他の機器を設置する場所だけではありません。 機器の設置がなく、一見して敷地として利用されないように見えていても、該当場所は敷地外に土砂や雨水が放流されないよう、全域が降雨の流速を抑え、敷地内浸透をさせるための浸透エリア緩衝地帯であり、また、各機器間をつなぐケーブルの埋設配線も行うエリアとなります。すべての敷地が必要であり利用しなければならない機能を有する部分です。 もし、該当地が利用できない場合、極力土地の改変をしないという根本的なコンセプトを維持することができなくなり、防災上の観点、他所への影響をも懸念されますこと、また、当該敷地への降雨を敷地内に浸透させ、水源の涵養の観点からも他の利用にされることを避ける意味も同時に有しております。したがって、事業用地については、すべて農地転用をしていただけるようご理解をお願い申し上げます。
2	3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	発電設備の規模(kW)については、モジュールベース(直流)なのか、PCSベースなのか明確化した方がよい。	【事務局】 AC(交流)及びDC(直流)表記を追加します。
3	4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	吾妻開バには既に道路や電柱が整備されていることなどを考慮すると、基金へ寄付する割合について、高い数値に設定し、農業振興に資する財源を確保すべき。	【事務局】 国が作成した「農山漁村再生可能エネルギー法Q&A」では、発電事業者に対して過度な負担を求めることは、発電事業自体の継続が困難となるだけでなく、ひいては農山漁村の健全な発展に資する取組を行うことができなくなってしまう恐れがあることから適当ではないとしています。
4	5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項 (1)自然環境の保全との調和 (2)景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和	「環境に影響を及ぼすことがないよう」、「景観が損なわれることがないよう」との記載は厳しすぎるので、「 <b>重大な悪影響</b> 」や、「 <b>景観を著しく損なう</b> 」などの限定をすべき。	【事務局】 重大にまで至らない案件については配慮する必要がないものと判断される場合が生じることから、原文のままといたします。
5	6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	3「2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」と地区や発電設備など、記載内容が重複しているため、集約したほうがよい。	【事務局】 今後、再エネ法を活用した事業が予定され、基本計画に追記されていくことが想定されることから、集約せずに、各項目を分けて記載することといたします。
6	(1)目標 (2)目標の達成状況についての評価	基本計画自体をPDCAで回す仕組みはないのか。	【事務局】 市は、認定設備整備計画について、実施状況(進捗状況、稼働状況)を把握するため、事業者から定期的に報告を受けようとして考えています。 目標が達成されない場合には、その原因分析を行い、達成に向けて、必要な指導、助言、さらには改善策を講じます。 なお、目標の達成が困難な場合には、協議会を開催し、基本計画を見直すことを検討しています。
7	7 再生可能エネルギー発電施設の整備を促進する区域において整備する、再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	地元では事業終了を心配する声が強いため、内容を具体的に明記してもらいたい。	【事務局】 国が定める基本方針第5の9「再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項」において、「設備整備者は、協議会における協議等の結果に即し、再生可能エネルギー発電事業の事業期間(再生可能エネルギー発電設備の整備期間を含む。)の終了時又は当該事業期間の途中で事業を中止する場合における再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法等について、設備整備計画に具体的に記載するものとする。」と明記されていることから、事業者が作成する設備整備計画において、具体的に記載していただくこととなります。
8	8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項 (4)区域外の関係者との連携	「営農型発電事業者等とも連携しつつ、実施していく。」というようなニュアンスを加えることはできないのか。	【事務局】 基本計画は、福島市において農山漁村再生可能エネルギー法を活用した事業すべてに共通して用いるものであるため、個別案件に対しての記載は控えさせていただきます。

## ○基本計画(案)に対する意見(その他)

No.	項目	内容
1		<p>「設備整備計画」は誰が作成するものか。</p> <p>【事務局】 事業者(再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者)が作成し、基本計画を作成した市に認定を申請することとなります。</p>
2	「設備整備計画」について	<p>「設備整備計画」の認定が取り消された場合、どのような効果が発現するのか。 発電事業の廃止について法的拘束力をもった命令を下すことになるのか。</p> <p>【事務局】 認定を取り消すことにより、この法律に基づく各個別法の許可等(当該案件では農地法に基づく農地転用)があったとみなされない状態(=発電設備の整備のために行った土地の開発行為が違法状態)となるため、各個別法に基づく原状回復命令等の対象となる場合があります。</p>
3	設備整備区域に含めることができる農地について	<p>再生利用困難な農地等であるか否かの判断資料について ・荒廃農地調査に準じ、「A分類」、「B分類」を明記すること。 ・農地区分を明記すること。 現在、農用地区域内の農地については、その旨を明記するとともに、農用地区域から除外された場合の農地区分を明記すること。</p> <p>【農業委員会事務局】 ・別紙農地区分一覧表のとおり 「B分類」の定義としては、「森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」</p>
4		<p>No.4に関連して ・図面として提示すること。 ・その際、事業区域周辺の農地も含めて明示願いたい。 ※イメージとしては、農地転用許可における農地区分判断図に上記判断を付記したもの。</p> <p>【農業委員会事務局】 ・設備整備区域内の農地については別紙図面のとおり。 ・事業区域周辺農地の利用状況については、状況図(非公開)のとおり。</p>
5	その他	<p>全体的に主語が曖昧で、各々の事項の実施主体が明確でないため、「市は」「事業者は」等、実施主体を明確に記載すべき。 例えば、5(3)安全対策で、各事項に配慮すべき実施主体が、市なのか事業者なのかはつきりしない。</p> <p>【事務局】 追加いたします。</p>